

別表六(二十五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 法人名

別表六(二十五) 令三・四・一以後終了事業年度分

雇用者給与等支給額	1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十六)「14」)	12	円
比較雇用者給与等支給額 (25)	2		雇用者給与等支給増加額 (3) - (12) (マイナスの場合は0)	13	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3		法人税額等の計算 (7) ≥ 2.5%の場合において、(11) ≥ 10%若しくは(8) = (10) > 0のとき又は経営力向上要件を満たすとき $(13) \times \frac{25}{100}$	14	
継続雇用者給与等支給額 (30の①)	4			同上以外の場合 $(13) \times \frac{15}{100}$ (7) < 0.015の場合は0)	15
継続雇用者比較給与等支給額 (30の②)又は(30の③)	5				
継続雇用者給与等支給額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6				
継続雇用者給与等支給額 (6) - (5) (5) = 0の場合は0	7				
教育訓練費	8				
中小企業比較教育訓練費 (35)	9				
教育訓練費増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10				
教育訓練費増加割合 $\frac{(10)}{(9)}$ (9) = 0の場合は0	11				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額		$\frac{\text{適用年度の月数}}{(22)\text{の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	比較雇用者給与等支給額 (23) × (24)	
22	23		24	25	
:	:		—	円	
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算	
		適用年度	前事業年度等	前一年事業年度等特定期間	
		①	②	③	
事業年度等又は連結事業年度等	26	:	:	:	
雇用者給与等支給額	27	(1)	円	(23)	円
同上のうち継続雇用者に係る金額	28				
適用年度の月数 (26の③)の月数	29				
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (28)又は(28) × (29)	30		円	円	円
中小企業比較教育訓練費の額の計算					
事業年度又は連結事業年度	教育訓練費の額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(31)\text{の事業年度又は連結事業年度の月数}}$	改定教育訓練費の額 (32) × (33)		
31	32	33	34		
調整対象年度		円			円
(注) 本別表は、令和3年4月1日前に開始した事業年度が対象となります。 令和3年4月1日以後に開始する事業年度については、P36をご参照ください。					
計					
中小企業比較教育訓練費の額	35	$(34\text{の計}) \div (\text{調整対象年度数})$			

「21」欄
 中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第42条の12の5第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00627」
 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額